浅草六区デザインガイドライン

東京都市計画地区計画浅草六区地区地区計画 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限に関する運用基準

目 次

1.はじめに	• • • • • • • • • • • • • • •	1
2 . ガイドラインの位置づけと使い方	•••••	2
3 . 浅草六区デザインガイドラインの適用範囲	•••••	3
4 . デザイン時の配慮事項		
4-1.浅草六区地区全域	•••••	4
4-2 ☆▽ブロードウェイ等に而する建筑物等の部分		6

1.はじめに

1-1. 浅草六区地区の現状と課題

浅草六区地区は、国際観光都市「浅草」を象徴する浅草寺の西側に位置し、かつては東京一の 興行街として、現在ではつくばエクスプレスの開業による浅草の新たな西の玄関口として、浅草 観光の拠点を担う地区です。

本地区と隣接・近接する「伝法院通り」「奥山おまいりまち」「伝法院東商店街通り」「浅草花やしきエンターテイメント通り」では、景観協定を締結し、観光地としての再生を実践しています。また、隣接する墨田区では、「東京スカイツリー」が平成 24 年 5 月に開業し、国際観光都市浅草を取り巻くまちの状況は、変化し続けています。

しかし、本地区は「建物の老朽化」「興行施設の撤退」「興行街としての土地の有効利用が不十分」といった問題を抱え、周辺地域と連携していくことが課題となっています。

1-2. 浅草六区地区地区計画について

浅草六区地区では、『魅力と賑わいのある観光拠点、興行街としての再生』を将来像として掲げ、土地の有効利用と建物用途を誘導することにより、浅草の歴史と伝統、芸能文化に培われた興行街にふさわしいまちなみを形成するとともに、安全で快適な歩行空間を確保し、浅草の魅力と賑わいに貢献する興行街の再生を目指し、「街並み誘導型地区計画」を活用した『浅草六区地区地区計画』を決定しました。

1-3. 浅草六区地区デザインガイドラインについて

本書は、浅草六区地区地区計画区域内を対象とし、とりわけ六区ブロードウェイを中心に地区 計画にて示した「建築物等の整備の方針」「建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限」につい て、区と事業者がその考え方を共有するために利用していきたいと考え、作成したものです。

区では、浅草六区地区が「来て・見て・歩いて・感じる」魅力と賑わいの観光拠点、興行街としての再生に取り組んでまいりますが、関係する皆様には、本書の十分な活用とともに、浅草や六区の歴史や文化をコンセプトとするデザインの提案も大いに歓迎するところであり、興行街再生に向けたまちづくりにご協力いただくことを期待しております。

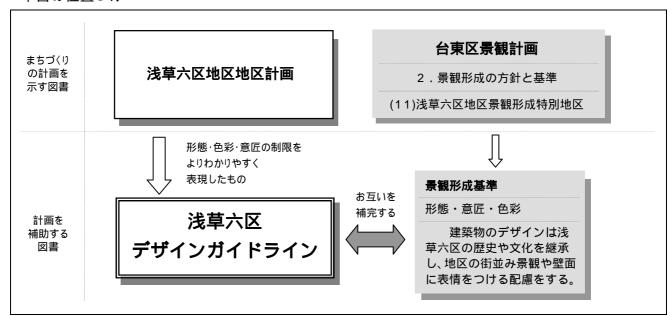
2.ガイドラインの位置づけと使い方

2-1. 本書の位置づけ

本書は、地区計画にて示した「建築物等の整備の方針」「建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限」を、よりわかりやすく表現するものであり、浅草の魅力と賑わいに貢献する興行街の再生に向け、「浅草六区地区地区計画」を補助する図書として位置づけるものです。

なお、台東区では、平成23年12月に、景観まちづくりの方向性を示す「台東区景観計画」を定めました。これに伴い本書も改定を行い、台東区景観計画に規定する「浅草六区地区景観形成特別地区」の景観形成の目標、景観形成方針、景観形成規準を踏まえたものになっています。

本書の位置づけ



2-2. 本書の使い方

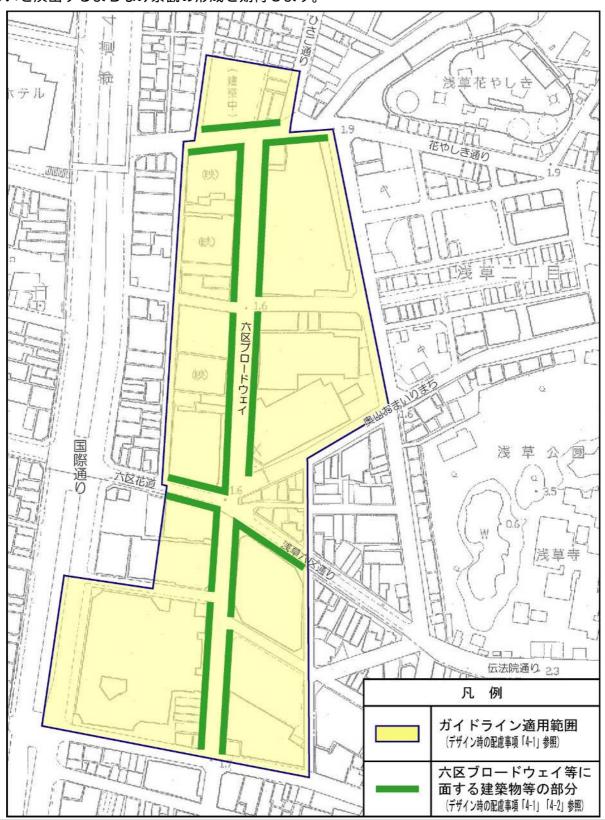
実際の建築計画・設計にあたっては、本書「4.デザイン時の配慮事項」で自己チェックを行いながら、計画・デザインの検討を進めてください。

なお、本地区におけるまちなみ形成の基本的な考え方は、以下に示すとおりです。 浅草六区デザインガイドラインの基本的考え方

地域の歴史を尊重し、浅草の魅力と賑わいに貢献するまちなみを形成する 興行街としての浅草六区地区の歴史と文化を継承したまちなみを形成する 賑わいを演出し、快適に歩ける通りのまちなみを形成する アイ・ストップとなる街角等の魅力を高めるまちなみを形成する まちなみに表情が感じられる魅力ある景観を形成する

3.浅草六区デザインガイドラインの適用範囲

本書を適用する範囲は「浅草六区地区地区計画」の範囲とし、浅草の魅力と賑わいに貢献するまちなみ景観の形成、特に本地区の中心でシンボルロードでもある六区ブロードウェイ等に面する建築物等の部分については、そのデザインに特段の配慮をしていただき、六区地区の魅力と賑わいを演出するまちなみ景観の形成を期待します。



4.デザイン時の配慮事項

4-1. 浅草六区地区全域

<デザインコンセプト>

地域の歴史を尊重し、浅草の魅力と賑わいに貢献するまちなみの形成

- ・浅草六区地区が位置する浅草地域は、浅草寺を中心とし、江戸時代から引き継いできた伝統のある文化を基礎に成立し、国内外から多くの観光客を惹き付けています。
- ・また、本地区の一部でもある「奥山おまいりまち」を含む4つの通りでは、景観協定を締結 し、通りや界隈の個性を活かした取り組みを実践しています。
- ・そこで、**『歴史を大事にしつつ、新しいものを積極的に取り込む、粋でモダン』な浅草らし さをコンセプトとしたデザイン**を心がけましょう。

外壁の色彩の考え方

伝統を継承する落ち着きと、新たな文化を創造する華やかさが調和した色彩としましょう!

<配慮事項(例)>

台東区景観計画色彩基準表の基準を満たす色彩とし、派手で色みの強い色彩(高彩度色)は使い方に 注意しましょう

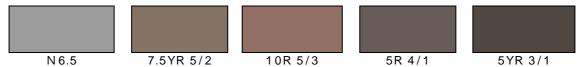
浅草寺・雷門・仲見世の周辺にあらわれる弁柄色や社寺などに用いられる緑青色など、地域の個性を演出するような効果的な色彩の使い方も検討しましょう

台東区景観計画色彩基準表(抜粋)

基準の適用部位・面積											
外壁基本色	強調色(外壁各面の1/5			アクセント色(外壁			屋根色(勾配屋根)				
囲から選択	囲から選択)			以下で使用可能)			各面の 1/20 以下で				
						使用可	能)				
色相	明度	彩度	色相	明度	彩度	色相	明度	彩度	色相	明度	彩度
0R ~	4 以上 8.5 未満	4 以下	0R ~		4 以下				屋根面	面の立ち	上がりを外壁に含めて面積割合
4.9YR	の場合		4.9YR						を計算	する。	
	8.5 以上の場合	1.5 以下									
5.0YR	4 以上 8.5 未満	6 以下	5.0YR		6 以下						
~ 5.0 Y	の場合		~								
	8.5 以上の場合	2 以下	5.0Y								
その他	4 以上 8.5 未満	2 以下	その他		2 以下						
	の場合										
	8.5 以上の場合	1 以下									
考え方	外壁の大部分については、落ち着きが感じられ、水や緑などの存在や周辺の街並み景観を妨げないように配慮し、中彩度まで										
	の色彩を基本とする。外壁のアクセント色については、原則、規制を行わないが、外壁の強調色と併せて、外壁基本色とのコ										

外壁基本色に無彩色を用いる場合の範囲は、N5以上N8.5以下とする。

地域に親しまれている色彩(浅草寺周辺地区の推奨色の例)



ントラストが強くならないよう注意し、その面積は外壁各面の5%以下とし、主に建物中低層部で用いるようにする。

(注:印刷の色は実際の色と異なるので、各色のマンセル値 (詳細は巻末に記載)参考のこと)

デザインに配慮し、建築物やまちなみに調和させるとともに、賑わいを演出する アイテムとして活用しましょう !

<配慮事項(例)>

「のぼり」や「ちょうちん」など、賑わいを演出する広告物を使用しましょう

壁面広告物や突出広告物は、建築物のデザインや色彩との調和を図り、統一的なデザインとなるよう配慮しましょう

屋上広告物は基本的に避けることが望ましく、設置する場合は建築物と一体的なデザイン としましょう

壁面広告・突出広告の地色は、低彩度の控えめな色彩とし、文字などにごく少量に用いる 色や「のぼり」「ちょうちん」など、賑わいを演出する広告物は、鮮やかな色彩も使用可能 とします(彩度が9を超えるような色彩は、使い方に注意しましょう)

【手法・イメージ例】



・「のぼり」や「ちょうちん」は、本地区の特徴を表し、賑わいを演出する広告物であるため、積極的に活用しましょう。



・六区ブロードウェイ等に面する建築物等の部分 は、建物の外壁の表情を活かすために、壁面広 告物等の表示・掲出を必要最小限にしましょ う。





・懸垂幕や壁面広告物の色数や、特に鮮やかすぎる色彩の面積を減らして、全体的に落ち着いたおしゃれな色合いに統一するなど、色彩やデザインに配慮しましょう。

4-2. 六区ブロードウェイ等に面する建築物等の部分

<デザインコンセプト> --

興行街としての六区のイメージを継承するまちなみの形成

- ・大正~昭和初期にかけて庶民の娯楽といえば映画であり、大正十年の浅草六区地区には、映画館などの興行場が23館もあり、六区の通りはいつでも人のなみでうずまり、東京一の興行街として賑わいをみせていました。
- ・この当時の六区ブロードウェイは、統一された建物デザインでまちなみが構成され、六区地 区をより魅力的なまちと演出していました。つまり、六区ブロードウェイが目指すまちなみ の原点は、ここにあると考えます。
- ・そこで、その当時のデザインテーマである『アール・デコ』をコンセプトとしたデザインを 心がけましょう。
- ・すでに景観協定があり、まちなみ形成が図られている場合は、それに配慮しましょう。

外壁のデザインの基本的な考え方

建築物の外壁に表情を持たせましょう!

<配慮事項(例) >

縦のラインを基調とした幾何学的なデザインとしましょう

窓等の開口部は規則的な配置にするとともに、一部に円弧などの曲線を用いましょう

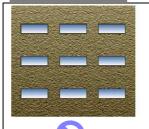
ー様な面の仕上げとせず、壁の面と窓の面を凹凸にし、細かなテクスチャ を施しましょう (質感、素材感のこと。素材の手ざわりや感触、色や模様のなどの表面の様子。)

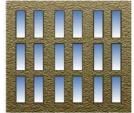
外壁素材は、つるつるしたものよりも、近景からも凹凸を感じる細かなものを用いると、

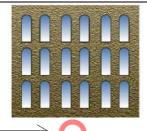
外壁に表情が生まれます

窓サッシ等、開口部の素材については、外装デザインやまちなみに逸脱する素材や色彩は避けましょう(例えば、維持管理性の高い鏡面仕上げしたステンレス素材などは、外装に比べ、きらびやかで目立ちすぎるため、避けましょう)

【手法・イメージ例】

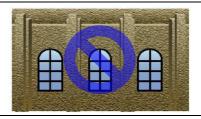






- ・窓は「横」ではなく「縦」 に規則的に配置すること で、縦のラインを基調とし た表情となります。
- ・同じ「縦」の規則的配置で も、窓の一部に円弧を用い ることで、よりアール・デコ らしい建築となります。





・窓と壁に凹凸を設けることで、立体感や陰影ができ、 建築物の外壁に表情が生まれます。





・外壁素材は、つるつるした ものよりも、近景からも凹 凸を感じる細かなものを用 いると、建築物の外壁に表 情が生まれます。





・外壁に直線的にデザインされた柱や彫刻を規則的に配置することで、全体的に縦のラインが強調され、 立体感とリズム感が生まれます。



- ・1・2 階と3・4 階で窓枠の大きさが異なるもの の、開口部位置を揃えることで、すっきりとし た線の美しさを表現しています。
- ・4階窓下の連続的な円弧装飾が、アール・デコ調らしい機能美を表現しています。



- ・磁器タイルの外壁素材は、壁面に表情を与えると ともに、歴史的な重みが感じられます。
- ・また窓下を壁面よりせり出すようなデザインや、 ところどころに規則的に施された幾何学模様の 装飾が壁面に表情を与えます。

建築物と一体化なデザインとし、周囲からの見え方に十分配慮しましょう!

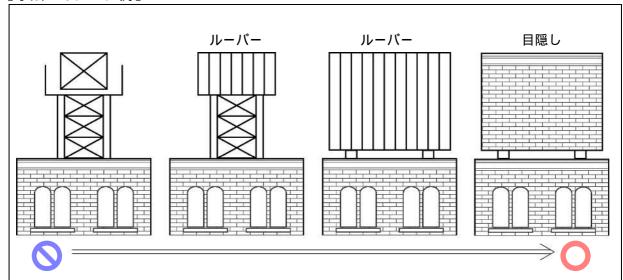
<配慮事項(例) >

建築物本体と一体的にデザインにしましょう

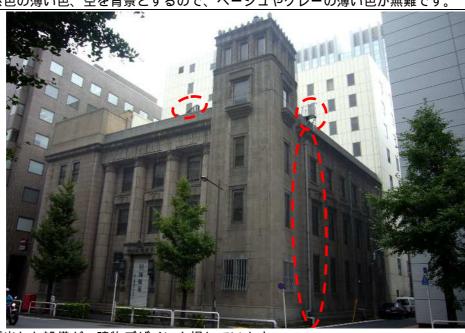
排水用縦桶や受電施設など屋外に設置する設備施設は、原則として露出させないようにしましょう

建築物の構造上、屋外に露出せざるを得ない場合は、外壁デザインより目立たないよう配慮 しましょう

【手法・イメージ例】



- ・スカイラインを整理する方向で、屋上設備の目隠しをデザインしましょう。
- ・目隠しは、建物デザインと一体化させることが望ましく、ルーバー等により目隠しする場合は、建物と同系色の薄い色、空を背景とするので、ベージュやグレーの薄い色が無難です。



・屋外に露出した設備が、建物デザインを損ねています。 通りから見えない位置での設置、デザインや隠すなどの工夫が望まれます。

その他

興行街の再生に向け、賑わいを演出しましょう!

<配慮事項(例) >

角地に建つ建築物のコーナーには、エントランスを設けたり、来街者の目を引くような装 飾塔を設けたりするなど、シンボリックな形態としましょう

建築物の低層部では開放的なデザインとすることに配慮し、見通しを良くして内部の様子 が感じられるように工夫しましょう

【手法・イメージ例】



・コーナーに設けた時計台が、建築物のデザインをさらに 特徴づけています。また、建物壁面と時計台をライトア ップすることで、より魅力的な演出となっています。



・壁面広告物もデザインや照明を工夫 するとシンボルとなります。 (本地区にあった「ショーレストラン Rock'n69」)

【全体イメージ図】特定の建物をさすものではありません。



- ・角地の建築物は、特にスカイライン に配慮するとともに、ランドマーク となるような装飾塔を設けることが 望まれます!
 - ・開口部を揃えると、 全体に縦のラインが 生まれます!
 - ・開口部等には、円弧な どの幾何学的な曲線 を用いましょう!
 - ・窓サッシは、外装の デザインや色彩に 配慮しましょう !
 - ・例えば、アール・デコで はありませんが、1 階軒 部分に瓦を用いること で、浅草らしさと通りの 連続性を演出すること も考えられます!

<参考:アール・デコとは>

1920~1930 年代(大正中期~昭和初期)にかけて流行したデザインが「アール・デコ」であり、食器をはじめとした日用品からファッション、自動車などに代表される工業製品、世界中の建築にも取り入れられたデザイン様式のことを指します。

アール・デコ様式の特徴は、直線的で無機的、幾何学的、左右対称的、立体的であり、放射線や流線型、ジグザグの線や円形をモチーフにし、それらを組み合わせたデザインが主たるものとなっており、すっきりとした線の革新的なデザインは、機能的かつ美しさを兼ねそろえたものとして、近代的な都市生活にふさわしいスタイリッシュな様式とされていました。

【大正~昭和初期における浅草六区の主要な建物】



昭和5年頃の浅草六区 (写真はがき 台東区立下町風俗資料館所蔵)



昭和初期の浅草六区 (写真はがき 台東区立下町風俗資料館所蔵)



三友館(大正 13 年 7 月) (「写真に見る 昭和浅草傳」所載(浅草文庫提供))



千代田館(大正 13 年 7 月) (「写真に見る 昭和浅草傳」所載(浅草文庫提供))

<参考:マンセル値とは>

マンセル値:色のものさしであるマンセル表色系を数値表記したもの。マンセル表色系は、色を「色相」「明度」「彩度」の3つの属性により体系的に表したもの。

例) 10 R 5 / 3 10 アール 5 の 3 (色相 明度/彩度)

色相 : 色合い。R(赤)YR(黄赤)Y(黄)GY(黄緑)G(緑)BG(青緑)B(青)PB(青紫)P(紫)RP

(赤紫)の基本10色相。マンセル表色系は、各色相を4分割(2.5/5/7.5/10)した40

色相 が用意されている。

明度 :色の明るさの度合い。0~10の数値で表し、数値が大きくなるほど明るい色を示す。

彩度 : 色の鮮やかさの度合い。0~14の数値で表し、数値が大きくなるほど鮮やかな色を示す。

<参考:浅草六区地区地区計画とは> 一部抜粋

名	浅草六区地区地区計画									
位	位置 台東区浅草一丁目及び浅草二丁目各地内									
面	積	約 3 . 4 ha								
		浅草六区地区は、国際観光都市「浅草」を象徴する浅草寺の西側に位置し、かつては東京一の興行街とし								
		て、現在ではつくばエクスプレスの開業による浅草の新たな西の玄関口として、浅草観光の拠点を担う地区								
		である。また、平成 19 年に策定した「浅草地域まちづくり総合ビジョン」では、賑わいの街並み整備の誘								
) [2	<u>번</u> <u><</u>	導・推進をまちづくりの目標としている。さらに、この地区を形成する建築物には、建替え時期を迎え、そ								
対区言四の目標	ウ 画 †	の計画的な更新により、魅力的で快適な市街地を形成する必要がある。								
5 目 材		このため、これまでのまちづくりを継承しつつ、街並み誘導型地区計画を活用し、土地の有効利用と建物								
		用途を誘導することにより、六区ブロードウェイを中心に浅草の歴史と伝統、芸能文化に培われた興行街に								
		ふさわしい街並みの形成を図るとともに、安全で快適な歩行者空間を確保し、浅草の魅力と賑わいに貢献す								
		る興行街の再生を目指す。								
	建築物等の整備の方針	浅草の魅力と賑わいに貢献する興行街の再生を図るため、建築物等の整備の方針を以下のように定める。								
		1 道路に沿って連続した壁面の形成や建築物や工作物の高さを揃えるなど、魅力ある街並みの景観形成を								
区域		図るため、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、壁面後退区域における工作物の設置の制								
の整備		限及び建築物等の高さの最高限度を定め、道路斜線制限を緩和する。また、隣地境界線と建物の間に隙								
•		間を設けない連続した建築物を誘導し、興行・商業の機能が調和した街並みの景観形成を図るため、隊								
開発及び保全に関		地境界線からの壁面の制限は定めないが、隣地斜線制限を緩和する。								
び保全		大規模敷地においては、地区の賑わいや潤いづくりに貢献する公共空地を整備するとともに、近傍の浅								
主に関		草寺五重塔の高さに配慮し建築物等の高さの最高限度を定める。								
する方針		2 建築物の敷地面積の最低限度を定め、劇場・映画館・演芸場などの興行用途の誘導を図るとともに、								
針		1 階部分には店舗・飲食店など賑わい・集客を目的とした用途の制限を定める。								
		3 六区ブロードウェイの特性に応じた街並み景観を創出するため「浅草六区デザインガイドライン」を定								
		め、建築物等の建築や屋外広告物の表示又は掲出の際に、十分な配慮をする。								

地	建築	建築物等の	1	建築物等の外観のデザインは、浅草六区の歴史や文化、地区の街並み景観に配慮したものと
区	物	形態又は色		する。
整	等に	彩その他の	2	屋外広告物は、建築物と一体的なデザインとし、地区の街並み景観に配慮したものとする。
備	関	意匠の制限		
計	す			
н	る			
画	事			
	項			

台東区都市づくり部地域整備第二課

〒110-8615 東京都台東区東上野4-5-6 TEL 03-5246-1366 (ダイヤルイン) FAX 03-5246-1359

台東区ホームページ http://www.city.taito.lg.jp/

平成24年8月改定